

拒絶理由の併せ打ちを徹底分析：補正無し反論成功率と実務戦略

Genspark

以下は、ご指定記事を起点に、他の専門家の分析・特許庁（JPO）の公式資料・入手可能な統計を重ね合わせて多角的に深掘りしたレポートです。要約→本文の順で提示します。本文各所には、数字・用語・主張の根拠となる一次情報・専門家資料への出典を文末に付しています。

要約（エグゼクティブサマリー）

- 元記事の要点: 2024 年に審決・査定に至った 2,627 件の「補正無し反論」標本をもとに、拒絶理由の組合せ（併せ打ち）別の反論成功率を算出。単独理由のときと比べ、併せ打ちでは総じて成功率が下がる一方、組合せにより難易は大きく異なる（例: 明確性のみ 93%、サポート+明確性 80%、進歩性+サポート 46%、実施可能+サポート 40%）。著者は、同士に関連する理由の併せ打ちでは一方の解消が他方も解消する場合がある一方、関係が薄い併用や実施可能・サポートを伴う併せ打ちは難度が高いと結論付けている。知財実務情報 Lab.[1](#)
- 類似研究: JPAA（日本弁理士会学術誌）の 716 件パネル（2018 年 1-6 月、進歩性のみ第一次 OA、補正なし応答）では、審査官の事実認定（特に副引用認定）を突く反論が有意に効く一方、動機付け、阻害要因、有利な効果の単独主張は一般に弱い。技術分野別にも傾向が分かれる（電気・機械は副引例認定の反論が有効、化学・バイオは動機付け・阻害要因が比較的通りやすい）JPAA[2](#)。
- JPO の公式見解: 初回 OA で必ずしも全ての拒絶理由を重畳的に通知する必要はない（すなわち「併せ打ち」は審査官裁量）との記述が審査基準にある。他方、最初の拒絶理由通知では原則として発見された理由を全て知らせるべきという運用原則が論じられており、後段で新たな理由を「最後の拒絶理由通知」に初出で出すことの出願人負担が指摘されている（JIPA 論考）。特許庁 [3](#) JIPA[4](#)
- 統計面: JPO 年次報告は特許査定率・拒絶査定率等の総合指標を公開するが、拒絶理由「併せ打ち」頻度の定量統計は公表されていない。PPH 関連の調査では、拒絶理由の内訳で進歩性の通知率が最も高い傾向が示されるが、理由の同時併記頻度までは示されない。特許庁 [5](#) 特許庁 [6](#)
- 実務評価: 併せ打ちは「審査の効率化」には資するが、「出願人の応答自由度（補正幅）の圧縮」やコスト増を招き得る。JIPA 論考は、36 条（明細書の記載不備）を先行指摘し、解消後に 29 条（新規性・進歩性）を最終 OA で初出指摘する運用を酷と

批判、最終 OA 扱いにしない等の是正を提案。JIPA⁴

- 実務対応指針（要点）：①理由間連関の切分け（どちらを崩せば両方崩れるか）、②補正の要否・順序設計（補正により新理由誘発を避けつつクリティカル論点を先に潰す）、③進歩性では「副引例認定など事実認定」を的確に突く、④化学系は動機付け・阻害要因主張の相対的有効性を踏まえる、⑤面接審査・電話を活用し論点収束、⑥最終 OA の時点設計（50 条の 2 併行通知や軽微不備の扱いに注意）。JPAA² 特許庁³ JIPA⁴

1. 提供記事の精読要約（主張・手法・結論）

- 著者と問題意識：著者は田中研二弁理士（知財実務情報 Lab. 専門家チーム）。前稿で単一拒絶理由の「補正無し反論」成功率を集計したところ、読者から「進歩性単独 vs 進歩性+明確性のとき、どちらが通りやすいか」との問いがあり、今回「併せ打ち」時の反論成功率に踏み込んだ。知財実務情報 Lab.¹
- データと定義：母集団は 2024 年に審決・査定された 2,627 件の特許出願。「第一次 OA に補正せず意見書のみで応答し、査定まで補正なし」のケースを抽出。前稿母集団のうち、出願時オムニバス・クレームに対する明確性違反を単に待って拒絶査定になった特殊 1 件を除外し、明確性の成功率は 92%→93%に補正。知財実務情報 Lab.⁷
- 計量手法：併せ打ち（複数理由併記）を含め、理由の組合せごとに「反論成功率=反論成功件数/反論件数」を算出。単独理由は前稿の枠組みに合流して比較。知財実務情報 Lab.⁷
- 主な結果：明確性のみ 93%、サポート要件のみ 87%、サポート+明確性 80%、実施可能+明確性 72%、進歩性のみ 71%、新規性+進歩性+明確性 58%、進歩性+明確性 50%、新規性+進歩性+サポート 50%、進歩性+サポート 46%、実施可能+サポート 40%。「単独>併せ打ち」の傾向が概ね確認され、併記される理由の性質により難易は顕著に変わる。知財実務情報 Lab.¹
- 解釈と示唆：関連する理由（例：サポートと明確性、出願の解釈に起因する新規性/進歩性+明確性）では、一方の解消が他方の解消につながる場合がある。他方、実施可能+サポート、進歩性+サポート等は本質的に難度が高く、成功率が低い。単独理由指摘の方が総じて成功率は高い。知財実務情報 Lab.¹

参考図（提供記事の図を引用）

- 拒絶理由の組合せごとの反論成功率（画像）知財実務情報 Lab. 画像 18
- 組合せと成功率の傾向まとめ（画像）知財実務情報 Lab. 画像 29

2. 類似分析・研究の収集（弁理士・知財専門家）

- JPAA 学術誌（2018 年上期、716 件、進歩性のみ第一次 OA、補正無し反論）：事実認定（特に副引用発明の認定）に対する反論が有効。設計事項・動機付け・阻害要因・有利な効果の単独主張は概して弱い。分野差あり（電気/機械は副引例認定、化

学/バイオは動機付け・阻害要因) JPAA2。

- JIPA 論考(運用論点): 初回 OA で 36 条のみを出し、解消後に 29 条(新規性・進歩性)を最終 OA で初出するケースは出願人に酷。原則は初回 OA で把握済みの全理由を通知すべき。軽微な記載不備のみの最終 OA も避けるべきと提言。JIPA4
 - 実務家ノート(第二回以降の OA の性質): 二回目以降の OA は、より本質的・厳格な拒絶理由に移行しやすく、反論の難度が上がるとの現場感覚。ささりんど IP note10
 - 進歩性反論ヒント(実務解説): 審査基準に即した進歩性反論の着眼点を提示(例: 課題設定、効果の関連付け、阻害要因の具体的立証) 小山特許事務所 11
 - 拒絶理由通知の応答一般: 意見書・補正書の選択、期限、手続の概説。ION PATENT12 tokkyo.ai13
3. 元記事と既存研究の比較(手法・データ・結論)
- デザインの違い: 元記事は「全理由(明確性・サポート・実施可能・新規性・進歩性)の組合せ」を横断し、かつ「補正無し反論」に限定した 2024 年審査結果の横断観察。JPAA 研究は「進歩性のみ第一次 OA・補正無し応答後に二回目 OA なしで審決」へ絞った 2018 年パネルで、反論類型(事実認定/設計事項/動機付け/阻害要因/有利な効果)ごとの有効性を推定。前者は「組合せ(併せ打ち)」の難易構造、後者は「進歩性反論の質的作法」を明らかにしており、補完的關係にある。知財実務情報 Lab.1 JPAA2
 - 結果の整合性: 元記事で「進歩性のみ 71%」と単独理由の通りの良さを示し、併せ打ち(進歩性+明確性 50%、進歩性+サポート 46%)で低下。JPAA の所見(進歩性反論は「事実認定」を適切に突けば通るが、他の類型単独は弱い)と併せると、併せ打ちの場合は「進歩性に加えて別要件(明確性・サポート等)を同時に崩す負荷」が増すため難度が上がる、という整合的な説明が可能。実施可能・サポート併記が特に低率(40-46%)なのも「開示の厚み不足は補正無しでは動かしにくい」とと符合する。知財実務情報 Lab.1 JPAA2
 - サンプル・限界: 元記事は 2024 年一年分で補正無し反論限定。JPAA は 2018 年上期の特定条件(進歩性のみ第一次 OA、二次 OA なし)で外挿は注意。両者とも日本出願に特化した内的妥当性は高いが、他年度・他庁への一般化には慎重を要する。知財実務情報 Lab.7 JPAA2
4. JPO 公式見解・審査基準における「併せ打ち」の位置づけ
- 「複数理由の重畳的通知」の可否: 審査基準の拒絶理由通知の総論に「必ずしも複数の拒絶理由を重畳的に通知する必要はない」旨の記載があり、初回 OA での併せ打ちは義務ではなく、事案や訴訟経済に応じた裁量で運用されることが示唆される(該当 PDF の見出し「拒絶理由通知」)。特許庁 3
 - 併記の原則(JIPA の整理): 原則として「一回目の拒絶理由通知において、発見さ

れた拒絶理由のすべてを通知する」との基準趣旨が紹介され、軽微不備の最終 OA のみ通知や、36 条→（解消後）29 条を初出で最終 OA にする運用への懸念が示される。制度的には併せ打ち（同時通知）を適切に用いることで、最終 OA での初見理由を避けるべきとの提言。JIPA4

- 第 50 条の 2 の通知（他出願との関係）：他出願（先願同日など）に起因する制限通知を、拒絶理由通知と併せて行う場面の整理が審査基準にある（「第 50 条の 2 の通知」）。これも広い意味での「併せ打ち」の類型といえるが、本件の「複数拒絶理由の同時併記」とは別概念である点に留意。特許庁 14
5. 公的統計から見えること・見えないこと（頻度・査定率）
- 何が見えるか: JPO 年次報告（2024 年版）や統計グラフ・CSV では、出願・審査請求・FA 件数・査定件数、総合的な特許査定率、拒絶査定率、審判請求の成否率などが系統的に公開される。特許庁 5
 - 何が見えないか: 「一通の OA に複数の拒絶理由が併記された頻度」や「理由組合せ別の後続査定率」といった、狭義の「併せ打ち」の頻度統計は公表されていない。PPH 関連の調査資料では、拒絶理由の種別別の通知率を比較し、進歩性の通知率が最も高い傾向が示されるが、同時併記の頻度まではカバーしない。特許庁 6
 - 補完的エビデンス: 技術領域別の OA 事例研究（例: AI 関連 517 件 OA の分析）もあるが、併せ打ち頻度の定量把握には至っていない。従って、併せ打ちの頻度や効果に関する定量は、現時点では実務家による標本研究（今回の元記事や JPAA 研究）に依拠せざるを得ない。深見特許事務所（地域 IP フォーラム）15 特許庁 5
6. 専門家の評価（効率化の利点 vs 出願人負担の欠点）
- 利点（審査効率）：一度の応答で複数論点を処理でき、合意形成が早まる可能性。特に理由間に連関がある場合、一体的に審理することで双方の判断コストが下がる余地。特許庁 3
 - 欠点（出願人負担）：補正無し反論では、同時に複数論点を潰す必要が生じ、作業量と難度・費用が増す。さらに初回 OA で指摘されず最終 OA で初出となると、補正の自由度が狭く酷になるため、初回で把握済みの全理由を知らせるべきという批判が根強い。JIPA4 ささりんど IP note10
 - 実務肌感: 二回目以降により本質的・本格的な拒絶理由が出る傾向があるとの現場観察。併せ打ちは適切に運用されれば早期収束に資するが、時期や組合せ次第で出願人に不意打ち的な負担となりうる。ささりんど IP note10 JIPA4
7. 「併せ打ち」通知への実務対応戦略
- 連関分析からの攻略順の設計: 明確性+サポートのように「記載の趣旨・開示の厚み」が共通原因のときは、論理の核を特定して一撃で両理由を崩す構成（定義語の明確化、実施態様の特定、用語の一貫性の回復）。反対に、進歩性+サポートのように独立性の高い併せ打ちは、まず進歩性で「事実認定（特に副引例認定）」の誤りを

突くか、あるいはサポートでの「根拠条項の明示・読み筋の説明」を先行させるなど、同時に二正面作戦を張らず優先度をつける。知財実務情報 Lab.1 JPAA2

- 進歩性の核心: JPAA 研究が一貫して示すのは、設計事項・動機付け・阻害要因・効果の単独主張は一般に弱いということ。まずは「事実認定の反論」(引用発明の把握、特に副引例の認定)で審査官の土台を動かす。分野別特性も活かす(化学・バイオでは動機付け・阻害要因が通りやすい傾向)。JPAA2
 - 面接・電話の活用: 併せ打ちで論点が多い場合は、書面のみでなく面接で論点収束・相互の理解形成を図る。第二回 OA 以降は論点の実質化しやすいので、早期の意思疎通が効果的。ささりんど IP note10
 - 意見書 vs 補正書の使い分け: 記載要件(サポート・実施可能・明確性)は補正無しでは動かしづらい(元記事の低率)。補正により新たな拒絶理由誘発のリスク(新規事項、クレーム拡張)を抑えつつ、論理の核を補強する補正プランを初回から準備しておく。最終 OA 時点で初出理由が来ないよう、初回 OA で審査官の懸念を広く聞き出すのも有効。知財実務情報 Lab.1 JIPA4
 - クレーム戦略: 進歩性争いを有利に進めるための限定(従属化や実施形態の軸の切り出し)を視野に、補正後に 50 条の 2 や他要件の新理由を誘発しない設計を事前検討。最終 OA での補正制限(補正要件の厳格化)を織り込んでおく。小山特許事務所 16 特許庁 3
 - 軽微不備の扱い: 軽微な記載不備のみを最終 OA で新規に指摘されると不経済。初回 OA で併せて指摘されるべきで、発見のタイミング次第では職権訂正の制度設計も検討価値あり(政策提言)。JIPA4
8. 総合考察と提言(併せ打ちの意味づけと今後の検討)
- 併せ打ちの意味づけ: JPO 審査基準上は「初回に全理由を必置する義務」はなく、複数理由の重畳通知は審査官裁量。ただし運用原則として初回で把握済みの理由は広く通知し、最終 OA での初見理由は避けるのが望ましい、というのがユーザーコミュニティのコンセンサスに近い。今回の標本研究は、併せ打ちが一律に「悪」ではないが、組合せで難易が大きく変わることを可視化した点に価値がある。特許庁 3 JIPA4 知財実務情報 Lab.1
 - 実務的帰結: 記載要件(サポート・実施可能)を含む併せ打ちは補正無し反論の通過率が顕著に低い。進歩性を含む組合せでは、まず事実認定(副引例認定など)を攻めるのが統計的に堅い。化学・バイオでは動機付け・阻害要因の相対的有效性を活かす。初回 OA 段階で論点の全体像を審査官と共有し、最終 OA での初出理由を極力避ける。知財実務情報 Lab.1 JPAA2
 - 政策的唆唆: 「併せ打ち頻度」や「併せ打ち組合せ別の後続査定率」に関する JPO オフィシャル統計があれば、審査の透明性・予見可能性の向上に資する。現状は一次情報が総合指標中心であり、理由構造に踏み込んだ統計は外部研究頼み。PPH や

技術分野別調査のフレームを応用し、OA の理由構成データの匿名化公開を検討する価値がある。特許庁 [5](#) 特許庁 [6](#)

付録 A: 元記事の主要数値（補正無し反論の併せ打ち別成功率）

- 明確性のみ 93%、サポートのみ 87%、サポート＋明確性 80%、実施可能＋明確性 72%、進歩性のみ 71%、新規性＋進歩性＋明確性 58%、進歩性＋明確性 50%、新規性＋進歩性＋サポート 50%、進歩性＋サポート 46%、実施可能＋サポート 40%。
知財実務情報 Lab.[1](#)

付録 B: 参考リンク（本文で引用した一次資料等）

- 知財実務情報 Lab.（提供記事）：反論成功率から「拒絶理由の併せ打ち」について分析してみた（2025/08/19）知財実務情報 Lab.[1](#)
- 知財実務情報 Lab.（前稿データ定義）：拒絶理由別の反論成功率を調べてみた（2025/06/10）知財実務情報 Lab.[7](#)
- 日本弁理士会（学術誌）：進歩性拒絶に対する各種反論の有効性（716 件、2018 年上期）JPAA[2](#)
- 日本知的財産協会：拒絶理由通知の運用課題と改善策（初回 OA での全理由通知の原則・最終 OA 運用への批判）JIPA[4](#)
- 特許庁 審査基準（拒絶理由通知 総論 PDF の該当箇所リンク）：複数理由を必ずしも重畳的に通知不要の旨 特許庁 [3](#)
- 特許庁 審査基準（第 50 条の 2 の通知）：他出願関係の通知の取扱い 特許庁 [14](#)
- 特許庁 特許行政年次報告書 2024（統計総合ポータル）特許庁 [5](#)
- 実務家ノート（二回目以降 OA の性質）ささりんど IP note[10](#)
- 進歩性反論ヒント（実務）小山特許事務所 [11](#)